諸外国・地域における農林水産物等の 輸入規制についての緊急要請

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生以降、地方公共 団体等においては、放射性物質基準を遵守し、基準を超える 農林水産物等が市場に流通することがないよう万全の対策を 講じてきたほか、風評被害対策にも取り組んできたところで ある。

また、国においても、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる海外市場の開拓などを念頭に輸出拡大を積極的に推進しており、国内の各地域においても輸出促進に向けた取り組みを進めているところである。

こうした中、中国、韓国、台湾等諸外国・地域において科学的根拠に基づかないまま農林水産物等の輸入停止等の規制措置が継続されていることに加え、今般、台湾において輸入規制が強化されることは極めて遺憾である。

このような規制は、海外の食市場を積極的に取り込み、日本の農林水産物・食品の輸出拡大を推進しようとする国の輸出戦略に支障を来すものである。

加えて、規制の継続・強化は、産業基盤の再生に取り組んでいる被災県はもとより我が国にとって、販路開拓、輸出促進を通じた農林水産業の持続的発展に大きな影響を与えるものと危惧している。

これらのことを踏まえ、国においては、次の措置を講ずるよう緊急に要請する。

記

- 1 中国、韓国、台湾等諸外国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけること
- 2 我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること

平成27年5月22日

全国知事会 農林商工常任委員会委員長 北海道知事 高橋 はるみ